

京都市告示第 385 号

京都市私道の変更又は廃止の手續に関する条例第2条の規定に基づき、建築基準法第42条第1項第5号及び同条第2項の道路の廃止の承認をしましたので、同条例第4条の規定に基づき告示します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成20年12月11日

京都市長 門川 大作

指定番号	指定年月日	道路の幅員	道路の延長	道路の位置	道路の廃止の申請者
第5829号	平成 20.11.25	メートル 4.00	メートル 55.20	京都市南区東九条東岩本町7番地1(一部), 7番地2(一部), 29番地(一部), 30番地(一部), 30番地1(一部)及び30番地2(一部)	京都市長 門川 大作
第5830号	20.11.25	4.00	50.01	京都市南区東九条東岩本町7番地1(一部)及び7番地2(一部)	京都市長 門川 大作
第5831号	20.11.25	4.00	65.00	京都市南区東九条東岩本町31番地2(一部), 32番地3(一部), 32番地4(一部), 32番地5(一部), 32番地6(一部), 32番地7(一部), 32番地8(一部), 32番地9(一部), 32番地10, 32番地11, 32番地12, 32番地13, 32番地14(一部)及び32番地15(一部)	京都市長 門川 大作

(都市計画局建築指導部建築指導課)